

令和3年第1回安城市議会定例会

議案書

(令和3年3月2日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 2 号 議 案	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 3 号 議 案	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 4 号 議 案	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 5 号 議 案	安城市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
第 6 号 議 案	安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について	9
第 7 号 議 案	安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例の制定について	1 1
第 8 号 議 案	安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
第 9 号 議 案	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 1 0 号 議 案	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
第 1 1 号 議 案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
第 1 2 号 議 案	令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 8 号）について	別冊
第 1 3 号 議 案	令和 2 年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 1 4 号 議 案	令和 2 年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊

第 1 5 号 議 案	令和 2 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 1 6 号 議 案	令和 2 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 1 7 号 議 案	令和 2 年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 1 8 号 議 案	令和 2 年度安城市特別定額給付金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 1 9 号 議 案	令和 2 年度安城市水道事業会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 2 0 号 議 案	令和 2 年度安城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	別冊
第 2 1 号 議 案	令和 3 年度安城市一般会計予算について	別冊
第 2 2 号 議 案	令和 3 年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について	別冊
第 2 3 号 議 案	令和 3 年度安城市土地取得特別会計予算について	別冊
第 2 4 号 議 案	令和 3 年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について	別冊
第 2 5 号 議 案	令和 3 年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算について	別冊
第 2 6 号 議 案	令和 3 年度安城市介護保険事業特別会計予算について	別冊
第 2 7 号 議 案	令和 3 年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について	別冊
第 2 8 号 議 案	令和 3 年度安城市水道事業会計予算について	別冊

第 2 9 号 議 案	令和 3 年度安城市下水道事業会計予算について	別冊
第 3 0 号 議 案	財産の取得について（安城市北部学校給食共同調理場の移転建設に伴う配送用消耗品）【説明書参照】	3 9
第 3 1 号 議 案	財産の取得の変更について（小学校及び中学校の通信ネットワーク機器）	4 1
第 3 2 号 議 案	市道路線の廃止について【説明書参照】	4 3
第 3 3 号 議 案	市道路線の認定について【説明書参照】	4 5
報 告 第 1 号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	4 7

第2号議案

安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「

安城市行政 改革審議会	行政改革の推進及び 市長マニフェストの 進捗状況に関する事 項の調査審議	10人以 内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表す る者 市民 その他市長が必要と認 める者	2年
安城市行政 評価委員会	行政評価に関する事 項の調査審議	10人以 内	学識経験を有する者 市民 その他市長が必要と認 める者	2年

を

」

「

安城市行政 改革審議会	行政改革の推進及び 行政評価に関する事 項の調査審議	10人以 内	学識経験を有する者 公共的団体等を代表す	2年
----------------	----------------------------------	-----------	-------------------------	----

	項の調査審議	る者 市民 その他市長が必要と認 める者	に改める。
--	--------	-------------------------------	-------

」

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市行政評価委員会を安城市行政改革審議会に統合することに伴い、必要があるため。

第3号議案

安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神 谷 学

安城市職員定数条例の一部を改正する条例

安城市職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「54人」を「57人」に、「1,007人」を「873人」に改め、同条第3号中「103人」を「94人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、社会福祉法人安城市こども未来事業団に職員を派遣すること等に伴い、必要があるため。

第4号議案

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神 谷 学

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年安城市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「臨時的に」を「常勤職員のうち、臨時的に」に改め、「採用された職員」の次に「及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条第1項の規定により採用された職員」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加える。

第5条の見出し中「給与」の次に「等」を加え、同条中「、給与」の次に「等」を、「除く。）」の次に「、安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）第2条第1項に規定する報酬等又は安城市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年安城市条例第46号）第2条第1項に規定する給与（退職手当を除く。）」を加える。

第9条（見出しを含む。）中「給与」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、任期付職員の一部、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を、職員を派遣することができる団体への派遣の対象とする上で必要があるため。

第5号議案

安城市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(安城市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 安城市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名し、及び押印して」を「署名して」に改める。

別記様式中「わたくし」を「私」に、「主権」を「ここに主権」に、「誓います」を「固く誓います」に、「公務」を「、公務」に、「、かつ、能率的に」を「かつ能率的に」に、「、かつ、公正に」を「かつ公正に」に改め、「㊟」を削る。

(安城市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 安城市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和28年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「、かつ」を「、かつ、」に改め、「㊟」を削る。

(安城市消防団条例の一部改正)

第3条 安城市消防団条例(昭和35年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

別記様式中「私は」を「私は、」に、「条例及び法律」を「条例及び規則」に、「並びに」を「及び」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、サービスの宣誓に関する手続を簡素化する上で必要があるため。

第6号議案

安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例

安城市行政財産目的外使用料条例（平成13年安城市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「食堂、売店等の店舗として使用する」を「全ての」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行政財産の目的外使用の許可を受けた者について適用し、同日前に行政財産の目的外使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、行政財産である建物を店舗以外の目的で使用する場合においても使用料を徴収することができるようにする上で必要があるため。

第7号議案

安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例を廃止する
条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神 谷 学

安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例を廃止する
条例

安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例（令和2年安城市条例
第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、特別定額給付金給付事業の終了に伴い、特別会計を廃止
する上で必要があるため。

第8号議案

安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例

安城市障害者扶助料支給条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「身体障害者手帳（」の次に「再認定時期（障害に係る再認定を必要とする月であって、当該再認定が行われていないものをいう。以下同じ。）の翌月から起算して5年を経過していないものに限る。」を加え、「受けた」を「受けている」に改め、同条第3号中「以下「療育手帳」という」を「再判定年月（障害に係る再判定を必要とする月であって、当該再判定が行われていないものをいう。以下同じ。）の翌月から起算して5年を経過していないものに限る。以下同じ）」に、「受けた」を「受けている」に改め、同条第4号中「受けた」を「受けている」に改める。

第3条第2項中「障害者が」の次に「本市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において扶助料に相当するものの支給を受けているとき、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第5条第1項後段を削り、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「申請者」を「当該申請をした者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、扶助料の支給を受けようとする者が、前条各号の2以上に該当するときは、その者に最も有利な扶助料の支給を決定するものとする。

第6条を次のように改める。

（扶助料の種類及び額の改定）

第6条 市長は、扶助料の支給を受けている者（以下「扶助料受給者」という。）

の障害の程度に変動が生じたことを確認したときは、その障害の程度に応じて扶助料の種類及び額を改定する。

2 前項の規定による扶助料の種類及び額の改定は、扶助料受給者の障害の程度に変動が生じた日の属する月の翌月から行う。

第7条の見出し中「支給期間」の次に「及び支払期月」を加え、同条中「申請」を「規定による申請」に、「まで」を「（次条第4号の規定による扶助料の支給を受ける権利の消滅にあつては、消滅した日の属する月の前月）まで」に改め、同条に次の2項を加える。

2 扶助料の支給を受けようとする者が災害その他やむを得ない理由により第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、扶助料は、その者がその理由により当該申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給する。

3 扶助料は、毎年9月及び3月の2期に、それぞれの月までの分を支払う。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

第8条中「扶助料受給者が、」を「扶助料の支給を受ける権利は、扶助料受給者が」に、「扶助料を支給しない」を「消滅する」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 本市以外の市町村において扶助料に相当するものの支給を受けたとき。

第10条中「（特別区を含む。）」を削る。

第11条中「支給を」を「支払を」に、「支給する」を「支払う」に改める。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

(身体障害者手帳に係る再認定等の特例)

第12条 第6条又は第9条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる手帳（以下この条において「身体障害者手帳等」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるときは、身体障害者手帳等の交付を受けていないものとみなして、扶助料の種類及び額を改定し、又は支給を停止する。

(1) 身体障害者手帳 当該身体障害者手帳に係る再認定時期を経過したとき。

(2) 療育手帳 当該療育手帳に係る再判定年月を経過したとき。

(3) 精神障害者保健福祉手帳 当該精神障害者保健福祉手帳に係る有効期限を経過したとき。

2 前項の規定による扶助料の種類及び額の改定は、当該身体障害者手帳に係る再認定時期、当該療育手帳に係る再判定年月又は当該精神障害者保健福祉手帳に係

る有効期限を経過した日（第4項において「身体障害者手帳に係る再認定時期等の経過日」という。）の属する月から行う。

3 第1項の規定による扶助料の種類及び額の改定後、当該改定を受けた者が障害者でなくなる日前までに、当該身体障害者手帳に係る再認定、当該療育手帳に係る再判定又は当該精神障害者保健福祉手帳に係る更新（以下この項及び第5項において「身体障害者手帳に係る再認定等」という。）を受けたときは、第1項の規定にかかわらず、身体障害者手帳に係る再認定等の日前まで従前の身体障害者手帳等を有していたものとして、当該改定があった月から扶助料の種類及び額を改定する。

4 第1項の規定による扶助料の支給の停止は、身体障害者手帳に係る再認定時期等の経過日の属する月から行う。

5 第1項の規定による扶助料の支給の停止後、当該停止を受けた者が障害者でなくなる日前までに、身体障害者手帳に係る再認定等を受けたときは、同項の規定にかかわらず、身体障害者手帳に係る再認定等の日前まで従前の身体障害者手帳等を有していたものとして、当該停止があった月から扶助料を支給する。

（届出）

第13条 扶助料受給者及びその親族は、規則で定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安城市障害者扶助料支給条例（以下「新条例」という。）第7条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害その他やむを得ない理由により新条例第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月10日から施行日の前日までの間に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により改正前の安城市障害者扶助料支給条例第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合については、

新条例第7条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「その理由がやんだ後15日以内」とあるのは、「その理由がやんだ後15日以内（その理由がやんだ日が安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例（令和3年安城市条例第 号）の施行の日前である場合には、同日後15日以内）」とする。

－提案理由－

この案を提出したのは、扶助料の支給要件を見直すとともに、災害その他やむを得ない理由により扶助料の支給の申請が遅れた場合における支給開始月の特例を設けるほか、扶助料の支給に関し必要な事項を明確にする上で必要があるため。

第9号議案

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安城市国民健康保険税条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の4.93」を「100分の4.7」に改める。

第5条中「20,180円」を「19,230円」に改める。

第6条第1号中「14,070円」を「13,380円」に改め、同条第2号中「7,035円」を「6,690円」に改め、同条第3号中「10,552円」を「10,035円」に改める。

第7条中「100分の2.38」を「100分の2.46」に改める。

第9条中「9,570円」を「9,840円」に改める。

第10条第1号中「6,670円」を「6,850円」に改め、同条第2号中「3,335円」を「3,425円」に改め、同条第3号中「5,002円」を「5,137円」に改める。

第11条中「100分の1.97」を「100分の2.34」に改める。

第12条中「10,150円」を「11,840円」に改める。

第13条中「5,160円」を「6,050円」に改める。

第27条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限

る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「14,126円」を「13,461円」に改め、同号イ(ア)中「9,849円」を「9,366円」に改め、同号イ(イ)中「4,925円」を「4,683円」に改め、同号イ(ウ)中「7,387円」を「7,025円」に改め、同号ウ中「6,699円」を「6,888円」に改め、同号エ(ア)中「4,669円」を「4,795円」に改め、同号エ(イ)中「2,335円」を「2,398円」に改め、同号エ(ウ)中「3,502円」を「3,597円」に改め、同号オ中「7,105円」を「8,288円」に改め、同号カ中「3,612円」を「4,235円」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「10,090円」を「9,615円」に改め、同号イ(ア)中「7,035円」を「6,690円」に改め、同号イ(イ)中「3,518円」を「3,345円」に改め、同号イ(ウ)中「5,277円」を「5,018円」に改め、同号ウ中「4,785円」を「4,920円」に改め、同号エ(ア)中「3,335円」を「3,425円」に改め、同号エ(イ)中「1,668円」を「1,713円」に改め、同号エ(ウ)中「2,502円」を「2,569円」に改め、同号オ中「5,075円」を「5,920円」に改め、同号カ中「2,580円」を「3,025円」に改め、同条第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「4,036円」を「3,846円」に改め、同号イ(ア)中「2,814円」を「2,676円」に改め、同号イ(イ)中「1,407円」を「1

、 338円」に改め、同号イ（ウ）中「2, 111円」を「2, 007円」に改め、同号ウ中「1, 914円」を「1, 968円」に改め、同号エ（ア）中「1, 334円」を「1, 370円」に改め、同号エ（イ）中「667円」を「685円」に改め、同号エ（ウ）中「1, 001円」を「1, 028円」に改め、同号オ中「2, 030円」を「2, 368円」に改め、同号カ中「1, 032円」を「1, 210円」に改める。

附則第2項中「（昭和40年法律第33号）」を削り、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に改め、「する。）」の次に「及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の安城市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、地方税法施行令の改正に伴う規定の整理並びに県の標準保険料率の算定を踏まえた課税額及び軽減額の改定をする上で必要があるため。

第10号議案

安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市介護保険条例の一部を改正する条例

安城市介護保険条例（平成12年安城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

15 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金

額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

16 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

17 第15項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、介護保険法施行令の改正及び第8期安城市介護保険事業計画に基づく保険料率の設定に伴い、必要があるため。

第11号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第4都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項中「ことについて市長が定める審査機関（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関」という。）が証する書類が添付されている場合又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の表示がされているものに限る。）が添付されている場合」を「と市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）」に、「29,100円」を「17,900円」に、「159,300円」を「121,000円」に、「261,600円」を「248,400円」に、「417,100円」を「311,200円」に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することについて低炭素建築物基準適合性確認機関が証する書類が添付されている場合又は設計住宅性能評価書（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の表示がされているものに限る。）が添付されている場合」を「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」に、「17,500円」を「10,700円」に、「82,600円」を「62,300円」に、「131,900円」を「125,200円」に、「211,500円」を「157,400円」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>申請1件につき</p> <p>(1) 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物で、床面積（特定建築物行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）に係る床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 前号以外の建築物で、床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>121,000円（建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「建築物エネルギー消費性能確保計画」という。）の変更に係る場合にあっては、62,300円）</p> <p>311,200円（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、157,400円）</p>
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料</p>	<p>申請1件につき</p> <p>(1) 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物</p> <p>(2) 前号以外の建築物</p>	<p>31,100円</p> <p>78,700円</p>

別表第4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項中「建築物のエネルギ

一消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第29条第1項を「建築物省エネ法第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「ことについて市長が定める審査機関（以下この表において「計画適合性確認機関」という。）が証する書類が添付されている場合」を「と市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）」に、

(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円	
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円	
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円	を
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円	
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	218,000円	

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円
----------------------------------	---------

もの		
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円	
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円	
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円	に、
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円	
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	218,000円	

b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円	
c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	257,900円	
d 5,000平方メートルを超え1	336,800円	を

	0,000平方メートル以内のもの	
e	10,000平方メートルを超え	404,700円
	25,000平方メートル以内のもの	
f	25,000平方メートルを超えるもの	474,800円

「

b	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円
c	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円
d	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	257,900円
e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円
f	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円

に、

の g 25,000平方メートルを超えるもの	474,800円
---------------------------	----------

「

b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円
c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円
d 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円
e 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円
f 25,000平方メートルを超えるもの	952,400円

を

「

b 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円
--------------------------------	----------

c	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円
d	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円
e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円
f	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円
g	25,000平方メートルを超えるもの	952,400円

に改め、同表建築物省エネ法

」

第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについて計画適合性確認機関が証する書類が添付されている場合」を「計画適合性確認機関が認めた場合等」に、

「

(イ)	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円
(ウ)	2,000平方メートルを超え5,0	52,400円

00平方メートル以内のもの		
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円	を
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,700円	
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	130,800円	

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	10,700円	
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,500円	
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,400円	に、
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円	
(カ) 10,000平方	104,700円	

メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの	130,800円

b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円
c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	137,700円
d 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300円
e 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900円
f 25,000平方メートルを超えるもの	259,300円

を

b 300平方メートルを超え1,0	62,300円
-------------------	---------

00平方メートル以内のもの		
c 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円	
d 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	137,700円	
e 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300円	に、
f 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900円	
g 25,000平方メートルを超えるもの	259,300円	

b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円
c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	295,500円

d	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円	を
e	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000円	
f	25,000平方メートルを超えるもの	498,200円	

「

b	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400円	に改め、同表建築物省エネ法
c	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	203,800円	
d	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	295,500円	
e	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円	
f	10,000平方メートルを超え	435,000円	

25,000平方 メートル以内のも の	
g 25,000平方 メートルを超える もの	498,200円

第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「ことについて市長が定める審査機関が証する書類が添付されている場合」を「と市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合」に、「29,100円」を「17,900円」に、「159,300円」を「121,000円」に、「401,800円」を「311,200円」に改め、同表備考第1項第1号中「この項から備考第12項まで」を「この表」に改め、同号イ中「29,100円」を「17,900円」に改め、同項第2号中「この項から備考第12項まで」を「この表」に改め、同号イ中「29,100円」を「17,900円」に改め、同表備考第2項第1号イ中「195,500円」を「149,700円」に改め、同項第2号中「ある場合」の次に「（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものである場合に限る。）」を加え、同号ア中「261,600円」を「95,000円」に改め、同号イ中「417,100円」を「121,000円」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除く。

）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 248,400円

イ 300平方メートルを超える場合 311,200円

別表第4備考第3項第1号イ及び第2号イ中「17,500円」を「10,700円」に改め、同表備考第4項第1号イ中「100,700円」を「76,600円」に改め、同項第2号中「ある場合」の次に「（非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものである場合に限る。）」を加え、同号ア中「131,900円」を「48,600円」に

改め、同号イ中「211, 500円」を「62, 300円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除く。

) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 125, 200円

イ 300平方メートルを超える場合 157, 400円

別表第4備考第12項中「建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項第2号イ」を「建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項第2号イ」に改め、同項第1号イ中「195, 500円」を「149, 700円」に改め、同項第2号イ中「159, 300円」を「121, 000円」に改め、同項第3号イ中「401, 800円」を「311, 200円」に改め、同項を同表備考第15項とし、同表備考第11項中「建築物省エネ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項第1号イ」を「建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項第1号イ」に改め、同項第1号イ及び第2号イ中「29, 100円」を「17, 900円」に改め、同項を同表備考第14項とし、同表備考第10項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、同項を同表備考第13項とし、同表備考第9項中「建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項第2号ウ」を「建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項第2号ウ」に改め、同項第1号イ中「2, 000平方メートル」を「1, 000平方メートル」に、「100, 700円」を「76, 600円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合
100, 700円

別表第4備考第9項第2号イ中「2, 000平方メートル」を「1, 000平方メートル」に、「82, 600円」を「62, 300円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合

82, 600円

別表第4備考第9項第3号イ中「2, 000平方メートル」を「1, 000平方メートル」に、「203, 800円」を「157, 400円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合
203, 800円

別表第4備考第9項を同表備考第12項とし、同表備考第8項中「建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項第1号ウ」を「建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項第1号ウ」に改め、同項第1号イ中「2, 000平方メートル」を「1, 000平方メートル」に、「17, 500円」を「10, 700円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合
17, 500円

別表第4備考第8項第2号イ中「2, 000平方メートル」を「1, 000平方メートル」に、「17, 500円」を「10, 700円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合
17, 500円

別表第4備考第8項を同表備考第11項とし、同表備考第7項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第6項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第2号ウ」を「建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第2号ウ」に改め、同項第1号イ中「2, 000平方メートル」を「1, 000平方メートル」に、「195, 500円」を「149, 700円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合
195, 500円

別表第4備考第6項第2号イ中「2, 000平方メートル」を「1, 000平方

メートル」に、「159,300円」を「121,000円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
159,300円

別表第4備考第6項第3号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「401,800円」を「311,200円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
401,800円

別表第4備考第6項を同表備考第9項とし、同表備考第5項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第1号ウ」を「建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第1号ウ」に改め、同項第1号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「29,100円」を「17,900円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
29,100円

別表第4備考第5項第2号イ中「2,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に、「29,100円」を「17,900円」に改め、同号中カをキとし、ウからオまでをエからカまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
29,100円

別表第4備考中第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下この表において「工場等」という。）である場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項に規定する手数料の額は、60,500円（建築物エネルギー消費性能確保計画の

変更に係る場合にあつては、31,100円)とする。

- 6 建築物の用途が工場等である場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項に規定する手数料の額は、15,500円とする。
- 7 建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定について、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第35条第1項又は第36条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により行うこととなる場合における建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項に規定する手数料の額は、建築物省エネ法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第1号（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、建築物省エネ法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項第1号）に規定する手数料の額に相当する額とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正及び低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の見直しに伴い、必要があるため。

第30号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神 谷 学

記

- 1 取得の目的 安城市北部学校給食共同調理場の移転建設に伴う配送用消耗品
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 配送用消耗品
 - (2) 数量 一式
- 3 契約金額 金90,197,470円
- 4 契約の相手方 安城市今本町2丁目1番19号
株式会社厨林堂安城営業所
所長 寺 部 諒
- 5 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、必要があるため。

第31号議案

財産の取得の変更について

令和2年第3回安城市議会定例会（第91号議案）において議決を得た財産の取得について、次のとおり変更するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 取得の目的 小学校及び中学校の通信ネットワーク機器
- 2 取得する財産
 - (1) 種類 無線アクセスポイント その他の通信ネットワーク機器
 - (2) 数量 一式（29校分）
- 3 契約金額 変更前金額 金330,330,000円
変更後金額 金334,873,435円
増 額 金4,543,435円
- 4 契約の相手方 刈谷市野田町大ヒゴ1番地
株式会社キャッチネットワーク
代表取締役 松 永 光 司

－提案理由－

この案を提出したのは、取得する通信ネットワーク機器の変更及び増加により、契約金額を変更する必要があるため。

第32号議案

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり廃止するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
0203	北歌口八幡線	里町北歌口88番地先	里町八幡57番地先	
0248	新切天白線	東端町新切8番地先	東端町天白14番1地先	
2001	今本住吉1号線	今本町西大塚19番1地先	住吉町長根200番地先	
4049	福釜西天2号線	福釜町西天147番2地先	福釜町西天155番地先	
4691	東端北大坪1号線	東端町北大坪67番2地先	東端町北大坪212番地先	
5030	鳥屋金神戸線	箕輪町鳥屋金128番2地先	箕輪町神戸16番1地先	
5118	花ノ木町2号線	花ノ木町1番36地先	花ノ木町1番25地先	
5538	蟻路三度山線	桜井町蟻路29番1地先	桜井町三度山38番2地先	
5544	高見三度山線	桜井町高見14番2地先	桜井町三度山29番1地先	
5577	桜井大役田1号線	桜井町大役田30番1地先	桜井町大役田18番15地先	
5578	桜井大役田2号線	桜井町大役田19番2地先	桜井町大役田18番5地先	
5597	咽首新田1号線	桜井町咽首181番地先	桜井町新田83番地先	
5629	姫小川小川3号線	姫小川町遠見塚101番地先	小川町南門原20番1地先	
6209	小川清水道線	小川町清水道3番地先	小川町清水道5番1地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、土地区画整理事業等により現市道路線を廃止する必要が

あるため。

第33号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

記

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
0203	長根八幡線	里町長根2番1地先	里町八幡57番地先	
0248	北大坪天白線	東端町北大坪212番地先	東端町天白14番1地先	
2001	東向山長根線	今本町東向山7番67地先	今本町長根92番1地先	
2039	住吉長根7号線	住吉町長根188番地先	住吉町長根200番地先	
4008	新切大坪2号線	東端町新切8番地先	東端町大坪18番1地先	
5030	箕輪鳥屋金4号線	箕輪町鳥屋金125番11地先	箕輪町鳥屋金53番1地先	
5117	箕輪神戸2号線	箕輪町神戸146番地先	箕輪町神戸16番1地先	
5120	箕輪鳥屋金5号線	箕輪町鳥屋金34番3地先	箕輪町鳥屋金15番6地先	
5538	蟻路三度山線	桜井町蟻路28番1地先	桜井町三度山41番1地先	
5544	桜井高見線	桜井町高見2番1地先	桜井町高見8番1地先	
5580	伝左新田線	桜井町伝左20番地先	桜井町新田83番地先	
5597	桜井咽首10号線	桜井町咽首119番地先	桜井町咽首200番地先	
5629	姫小川小川3号線	姫小川町西門原111番地先	小川町石曾根52番2地先	

－提案理由－

この案を提出したのは、開発行為等に伴い道路を市道路線として認定する必要があるため。

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月2日提出

安城市長 神谷 学

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本市の職員が起こした交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額 | 金 229,657 円 |
| 2 事故内容 | |
| (1) 発生日時 | 令和2年12月1日 午前11時10分頃 |
| (2) 発生場所 | 安城市城ヶ入町地内 |
| (3) 経 過 | 上記地内の市道において、公用車が当該市道を走行するため駐車場から後ろ向きに出て方向転換をしようとしたところ、当該市道に駐車中の相手方車両に接触したものの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左前部及び左後部の両ドアの損傷 |
| 4 過失割合 | 安城市100パーセント 相手方0パーセント |

令和3年1月8日専決

安城市長 神 谷 学